

川崎町「道の駅」造成基本実施設計・建築基本設計等業務委託 公募型プロポーザル企画提案書作成要領

川崎町「道の駅」造成基本実施設計・建築基本設計等業務委託公募型プロポーザルにおける企画提案書は、川崎町「道の駅」造成基本実施設計・建築基本設計等業務委託公募型プロポーザル実施要領に基づき、参加表明者の内、一次審査により選定された参加表明者に企画提案書（様式11、12、13、14）の提出を要請する。

なお、本プロポーザルにおける企画提案は委託業者を選定するためにその取組方法等について提案を求めるものであり、業務の具体的な内容や成果品の一部等を求めるものではない。

1. 一般事項

- (1) 企画提案書の作成にあたっては「川崎町「道の駅」建設計画概要」を反映させること。
- (2) 企画提案書は、指定する用紙サイズ等を変更せず各提案テーマを片面1枚で作成し、各提案テーマ順にまとめて左上1箇所をホッチキス留めし提出すること。
- (3) 文字サイズは10ポイント以上で作成すること（フォントは問わない）。

2. 企画提案書の作成における技術提案のテーマ

(1) 基本事項（趣旨）

本業務は、令和3年3月に策定した川崎町「道の駅」基本構想・基本計画（以下「基本計画」という。）を受けて具体的な施設整備計画を立案しようとするものであり、基本計画に基づき、基本コンセプト・施設整備の基本方針の達成が期待できる、受注者の自由で大胆な発想による新たな計画の提案を求めるものである。

(2) 提案テーマ

本業務において提案を求めるテーマは、次に示すとおりとする。

ア「実施方針・取組体制・スケジュール等」についての提案

業務の実施方針、取組体制、スケジュール、設計チームの特徴、特に重視する設計上の配慮、その他の業務上の配慮事項の提案を求める。

イ「他の道の駅にない特徴的なコンセプト」

(ア) 当町の特徴（パン博等）を活かした魅力的な道の駅づくり

(イ) 他の道の駅との差別化及び川崎町農産物直売所「De・愛」との連携を意識した道の駅づくり

ウ ゆったりと過ごせる心地よい空間づくり

(ア) 来訪者(町内、町外問わず)が心地よく過ごせ、再度訪れたいと思えるような空間づくり

エ 多世代間の交流により心身ともに健康になれる場所

(ア) 多世代交流施設を中心とした心身ともに健康になれる施設づくり

3. 企画提案書(様式11号)の作成における留意事項

(1) 業務への具体的な取組体制、担当チームの特徴、動員計画及びその他業務実施上の配慮事項を簡潔に記入すること。

なお、様式12号、13号及び14号で求める「課題に基づく提案」内容は除くものとする。

(2) 提案は基本的な考え方を簡潔に文章等で記入すること。

(3) 説明文を補完するための最小限のイラスト、イメージ図等の使用は認めるが設計内容を具体的に表現するような内容のものは認めない。

(4) 具体的な設計図、模型(模型写真を含む)、等は使用してはならない。

(5) 色づかいは自由とし、イラスト、イメージ図等はカラーコピー可とする。

4. 企画提案書(様式12号、13号及び14号)の作成における留意事項

(1) 提案は基本的な考え方を簡潔に文章等で記入すること。

(2) 説明文を補完するための最小限のイラスト、イメージ図等の使用は認めるが設計内容を具体的に表現するような内容のものは認めない。

(3) 具体的な設計図、模型(模型写真を含む)、等は使用してはならない。

(4) 色づかいは自由とし、イラスト、イメージ図等はカラーコピー可とする。

5. その他注意事項

(1) 提示した企画提案書の様式については、様式の形式を変えず枠内に納め、様式記述事項等の内容、位置の変更をしないこと

(2) 提出者(参加者名、代表者名等)の特定又は推察することができる内容の記述は一切してはならない。

(3) 本要領に規定されていない事項が発生した場合は、川崎町「道の駅」造成基本実施設計・建物基本設計等業務委託事業者選定委員会と事務局が協議し決定するものとする。またその内容は必要に応じて企画提案書提出者全員に通知するものとする。